

臨時福祉給付金（経済対策分） のお知らせ

消費税の引き上げ（5%→8%）による影響を緩和するため、所得の低い方々に対し、給付金を支給いたします。

給付金の 実施内容

●支給対象者

・平成28年度臨時福祉給付金（3,000円）が支給された方、又は平成28年度臨時福祉給付金が生計に反映されていない方のうち、平成28年度分の住民税が非課税の方（ただし、住民税の課税者に扶養されている方や生活保護を受給されている方を除きます）

●支給額

支給対象者1人につき **15,000円**（1回限り）

●申請受付期間

平成29年3月6日（月）から平成29年6月6日（火）まで



～ 申請・支給の流れ ～



① 申請書を受理

町では、平成28年1月1日（給付金の基準日）時点で岩内町に住民登録のある方を対象に、3月3日から申請書を送付します。
なお、事前に対象者を特定できないため、支給対象とならない方にも申請書が送付されます。あらかじめご了承ください。

【注】平成28年度臨時福祉給付金で不支給決定となった方と生活保護受給者の方は、臨時福祉給付金（経済対策分）の対象とならないため、申請書は送付されません。

② 申請書に記入

支給要件に該当すると思われる方は、同封したお知らせ、記入例をご覧の上、必要事項を漏れなく記入し、押印してください。
（必要に応じて添付書類をご用意ください）

③ 申請書を提出

- ・郵送で提出……同封の返信用封筒をご利用ください。（切手不要）
- ・役場に持参……保健福祉課7番窓口へ持参してください。
窓口の混雑が予想されるため、郵送での提出にご協力願います。

④ 結果を受理

支給要件を満たした方は、支給決定通知書を送付され、指定口座へ振り込みとなります。（時期は4月上旬以降を予定しています。）
※審査の結果、対象とならない方には、不支給決定通知書を送付されます。

— 広報いわない —

支給対象者判定チェック

スタート

平成28年度臨時福祉給付金（3,000円）を受給しましたか？

いいえ

わからない

平成28年度の住民税が課税されていましたか？

はい

いいえ

平成28年度の住民税が課税されている方に
扶養されていましたか？

はい

いいえ

現在、生活保護を受けていますか？

はい

いいえ

臨時福祉給付金（経済対策分）

の支給対象者となる可能性があります



支給対象者ではありません

Q.「平成28年度臨時福祉給付金は1人につき3千円だったのに、臨時福祉給付金（経済対策分）はなぜ1万5千円なのですか？」

A. 給付金制度の支給額は1年分で6千円となっており、平成28年度臨時福祉給付金は平成28年10月から平成29年3月までの半年分でした。臨時福祉給付金（経済対策分）は、平成29年4月から平成31年9月分までの2年半分となっています。

Q. 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当していますが、実際には受給していません。今回の給付金の支給対象者になりますか？

A. 支給対象者になります。

「臨時福祉給付金」を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

お問い合わせ・申請先

岩内町役場 保健福祉課（社会福祉担当） 1階7番窓口

電話 0135-67-7083（担当直通）

※なお、電話でのお問い合わせの場合、個人を特定しての支給の可否等についてはお答えできません。